

市第63号議案 横浜市手数料条例の一部改正（関係部分）

1 趣旨

令和4年8月16日及び9月16日に都市の低炭素化の促進に関する法律（以下、「エコまち法」という。）及び建築物のエネルギー消費性能向上に関する法律（以下、「建築物省エネ法」という。）の省令等が改正され、認定手続きの見直しが行われました。

これに伴い、横浜市手数料条例（以下、「条例」という。）の一部改正を行います。

2 条例改正の概要

省令等の改正により、エコまち法に基づく低炭素建築物認定及び建築物省エネ法に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画認定（以下、省エネ性能向上計画認定）について、認定対象が変更されました。

これに伴う条例改正についてですが、

- (1) 共同住宅等の認定対象について、図1のとおり、建築物全体又は建築物の一部（住戸単位）から、建築物全体のみに変更します。
- (2) 複合建築物の認定対象について、図2のとおり、建築物全体を認定する場合は、変更ありません。建築物の一部を認定する場合、住宅部分については、住戸単位から住宅部分全体に変更します。
- (3) また、非住宅部分については、省エネ性能向上計画認定のみ対象でしたが、低炭素建築物認定も対象化します。

図1 共同住宅等の認定対象

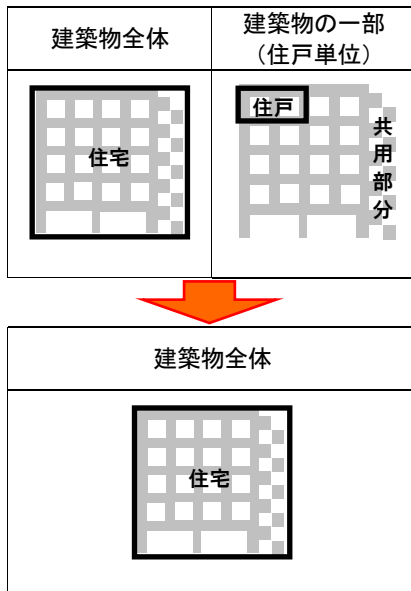
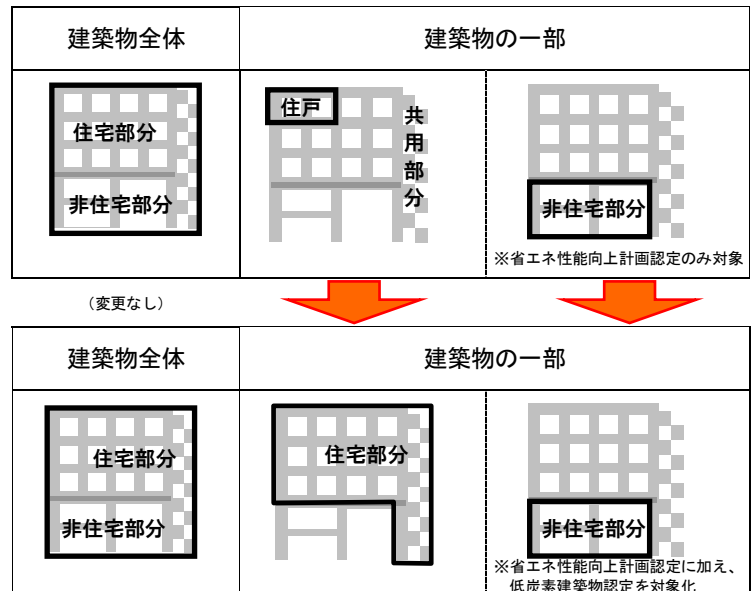


図2 複合建築物の認定対象



なお、認定対象の変更はありますが、対象部分ごとの審査時間に変更がないことから、今回の改正による手数料額の増減はありません。

3 施行日

公布の日